

工場等に対する省エネルギー法の 施行状況等について



省エネのシンボルです
SMART CLOVER

平成23年1月

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課



経済産業省 資源エネルギー庁

工場等に対する省エネ法の変遷

➤ 我が国は、石油ショックによる石油価格の高騰やグローバル競争の激化等を背景として、世界に率先して省エネ対策等に取り組んできた。

＜ 省エネルギー対策の変遷 ～日本の省エネは60年の歴史～ ＞



改正省エネ法の概要

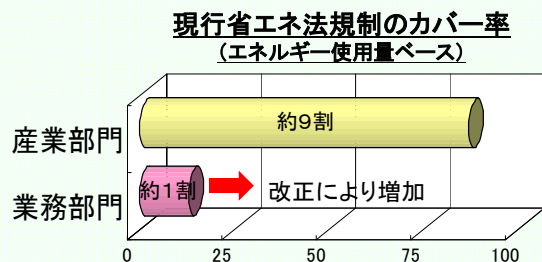
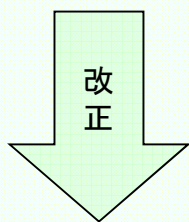
- 地球温暖化対策の一層の推進のためには、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における省エネルギー対策の強化が必要。
- 省エネ法を改正し、オフィス・コンビニ等や住宅・建築物に係る省エネルギー対策を強化。

対策1. 業務部門等に係る省エネルギー対策の強化

事業者単位の規制体系の導入

<現行>

一定規模以上の大規模な工場に対し、工場単位のエネルギー管理義務



<改正後>

- ①事業者単位(企業単位)のエネルギー管理義務を導入。
- ②フランチャイズチェーンについても、一事業者として捉え、事業者単位の規制と同様の規制を導入。

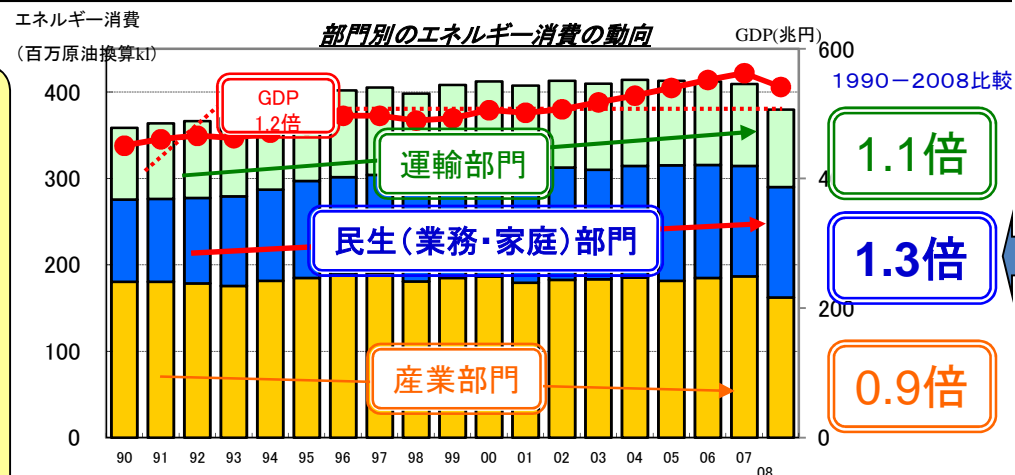
→これらにより製造業を中心とした工場だけでなく、オフィスやコンビニ等の業務部門における省エネルギー対策を強化。

その他の措置

<改正後>

各企業の省エネルギーの取組については以下の状況を勘案して総合的に評価することを規定。

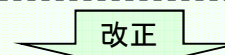
- ・業種毎の省エネルギーの状況(セクター別ベンチマーク策定)
- ・複数の事業者が共同して省エネルギーを行う取組(共同省エネルギー事業)



対策2. 住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化

<現行>

大規模な住宅・建築物(2000㎡以上)の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務等



<改正後>

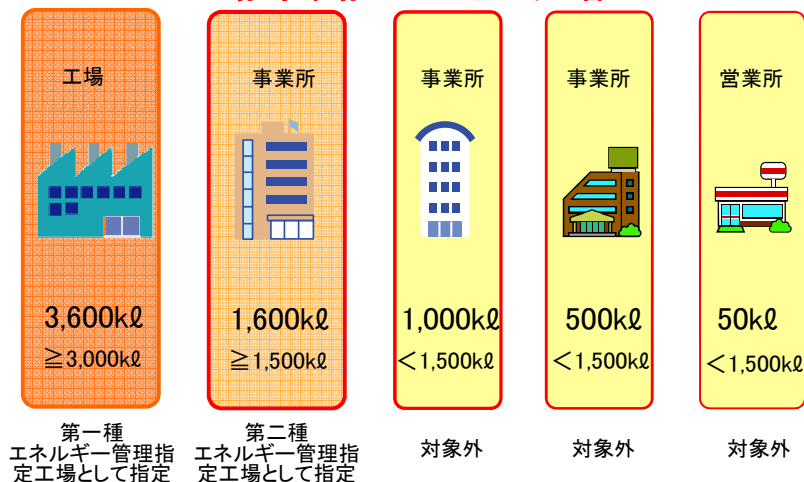
- ①大規模な住宅・建築物に係る担保措置の強化(指示、公表に加えて命令を導入)。
- ②一定の中小規模(300㎡以上)の住宅・建築物も届出義務等の対象に追加。
- ③住宅を建築し販売する事業者に対し、住宅の省エネ性能向上を促す措置を導入(多数の住宅を建築・販売する者には、勧告、命令等による担保)。【いわゆる“住宅トップランナー基準”】
- ④住宅・建築物の省エネルギー性能の表示等を推進。
これらにより家庭・業務部門における省エネルギー対策を強化。

事業者単位の法体系への変更

- 設置しているすべての工場等の年間エネルギー使用量の合計が1,500kl(原油換算)以上である事業者を「特定事業者」として国が指定。フランチャイズチェーン本部(連鎖化事業者)についても同様に、「特定連鎖化事業者」として国が指定。
- 特定事業者、特定連鎖化事業者は事業者単位(加盟店含む。)での定期報告書・中長期計画書の提出、役員クラスのエネルギー管理統括者、それを補佐するエネルギー管理企画推進者の選任等が必要。

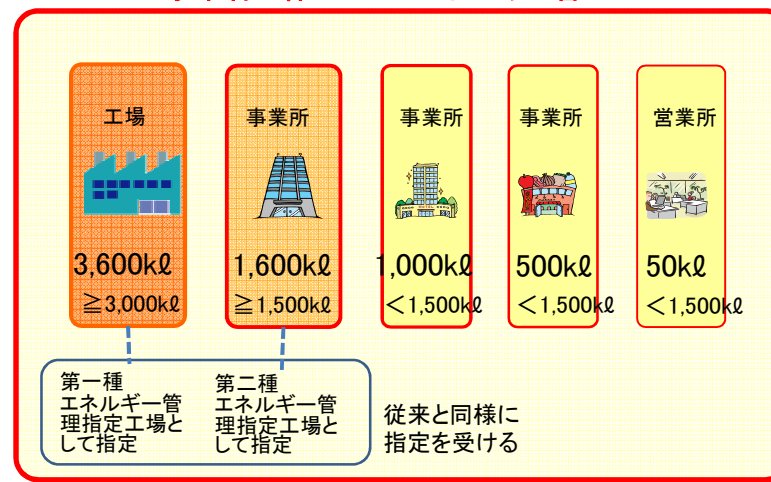
改正前

工場・事業場ごとのエネルギー管理



改正後

事業者全体としてのエネルギー管理



事業者全体で1,500kl以上となるため、特定事業者として指定

[エネルギー管理の体制]

- エネルギー管理指定工場ごとにエネルギー管理者等の選任
- #### [計画策定・報告]
- 第1種エネルギー管理指定工場ごとに中長期計画書を提出
 - エネルギー管理指定工場ごとに定期報告書を提出

[エネルギー管理の体制]

- エネルギー管理統括者の選任(役員クラスを想定)
- 管理統括者を補佐するエネルギー管理企画推進者の選任
- エネルギー管理指定工場等ごとにエネルギー管理者等の選任

[計画策定・報告]

- 事業者単位の中長期計画書・定期報告書の提出義務

省エネルギー法による工場等に係る措置

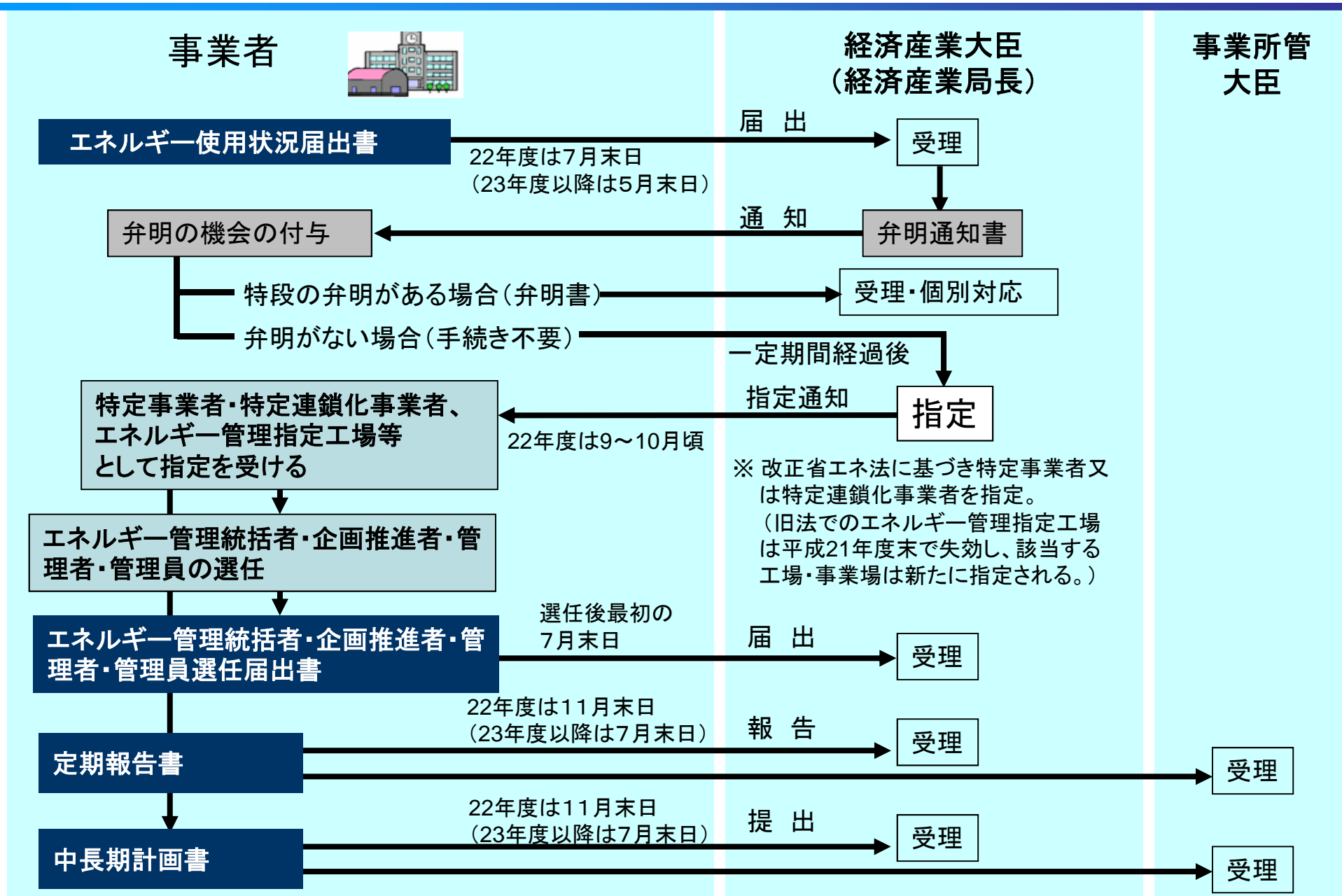
1. 事業者全体

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)		1,500kl以上	1,500kl未満
事業者の区分		特定事業者又は特定連鎖化事業者	—
義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者	—
	遵守すべき事項	判断基準の遵守(管理標準の設定、省エネ措置の実施など)	
目標		中長期的に年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減、ベンチマーク指標の達成(対応業種のみ)	
行政によるチェック		指導・助言、報告徴収・立入検査	
		合理化計画の作成指示(指示に従わない場合には公表・命令)など	—

2. 設置する工場等ごと

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)	3,000kl以上		1,500kl以上～3,000kl未満
指定区分	第1種エネルギー管理 指定工場等		第2種エネルギー管理 指定工場等
義務;選任すべき者	製造業、鋳業、電気・ガス・熱供給業	左記以外 (ホテル、学校など)	全ての業種
	エネルギー管理者	エネルギー管理員	

改正省エネ法に基づく必要な手続とフロー(工場等関係)



改正省エネ法に関する周知・情報提供

1. 説明会の開催

(1) 今年度の開催概要

▶ 省エネルギーシンポジウムの開催

- 改正省エネ法で特定事業者等になると想定される事業者(上期)／指定された事業者(下期)を中心に、全国10地域にて開催。(27回、約16,200人)
- エネルギー使用状況届出書、中長期計画書・定期報告書の記載方法等を説明。

▶ 経済産業局主催説明会の開催、事業者団体主催の説明会等への参加

(2) これまでの開催実績

20年度	21年度	22年度(※)	計
329回 (45,000人)	458回 (74,100人)	134回 (28,900人)	921回 (148,000人)

(※)22年度については、22年12月末までの実績

2. その他

- ▶ 例年年間2回開催していたエネルギー管理講習(新規講習)を、今年度は年間3回に拡充
- ▶ 本省・局ホームページを通じた情報提供、問い合わせ対応を実施
- ▶ 改正省エネ法の解説集を発刊(昨年12月)

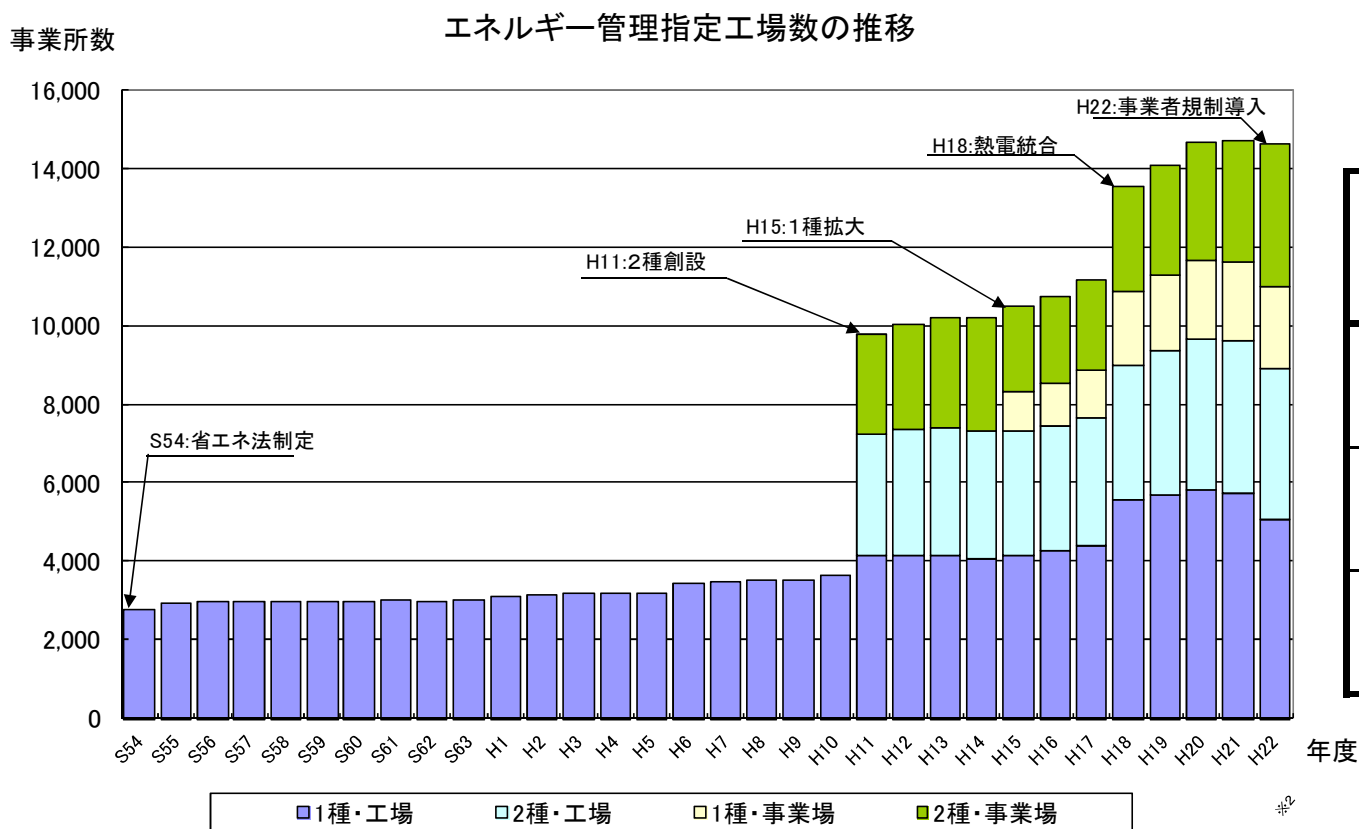
特定事業者等の指定状況

- 平成22年12月末現在、全国で12,285事業者(特定事業者:12,173、特定連鎖化事業者:112)を指定。

指定局	特定事業者		特定連鎖化事業者		計	
北海道局	389	(3.2%)	4	(3.6%)	393	(3.2%)
東北局	759	(6.2%)	4	(3.6%)	763	(6.2%)
関東局	5,521	(45.4%)	60	(53.6%)	5,581	(45.4%)
中部局	1,483	(12.2%)	6	(5.4%)	1,489	(12.1%)
近畿局	1,950	(16.0%)	17	(15.2%)	1,967	(16.0%)
中国局	686	(5.6%)	4	(3.6%)	690	(5.6%)
四国局	385	(3.2%)	6	(5.4%)	391	(3.2%)
九州局	925	(7.6%)	9	(8.0%)	934	(7.6%)
沖縄局	75	(0.6%)	2	(1.8%)	77	(0.6%)
計	12,173	(100.0%)	112	(100.0%)	12,285	(100.0%)

エネルギー管理指定工場等の指定状況

➤ エネルギー管理指定工場等は、昭和54年の法制定後、複数回の制度改正を経て、14,645工場等(第一種:7,145、第二種:7,500)を指定。このうち、工場が8,916事業所(61%)を占める。



※1: 工場: 製造業等5業種(製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業)に属する事業所をいう。

※2: 平成22年12月末時点での指定工場等数

エネルギー管理指定工場等の指定状況

	全体	第1種	第2種
A 農業	49	19	30
B 漁業	1	0	1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	58	26	32
D 建設業	13	3	10
E 製造業	8,630	4,786	3,844
F 電気・ガス・熱供給・水道業	874	559	315
G 情報通信業	521	223	298
H 運輸業、郵便業	154	41	113
I 卸売業、小売業	1,059	256	803
J 金融業、保険業	151	56	95
K 不動産業、物品賃貸業	679	291	388
L 学術研究、専門・技術サービス業	129	74	55
M 宿泊業、飲食サービス業	411	145	266
N 生活関連サービス業、娯楽業	203	47	156
O 教育、学習支援業	392	182	210
P 医療、福祉	736	254	482
Q 複合サービス事業	5	1	4
R サービス業(他に分類されないもの)	337	97	240
S 公務(他に分類されるものを除く)	230	82	148
T 分類不能の産業	13	3	10
合計	14,645	7,145	7,500

製造業(E)の中で指定工場等数の多い産業(中分類)は、
 ー食料品製造業、
 ー化学工業、
 ー輸送用機械器具製造業 等

特定事業者等、エネルギー管理指定工場等に対する措置

(1) 定期報告書に基づく措置

- 特定事業者等から提出された定期報告書について、現在、記載内容をチェック中。(提出期限は昨年11月末日)
- 今後、判断基準の遵守状況に問題のある工場等に対して、指導等の措置を実施予定。

【H17～21年度実績】

指 導	1,759件
報告徴収	138件
立入検査	56件

特定事業者等、エネルギー管理指定工場等に対する措置

(2) 工場現地調査に基づく措置

- 今年度は、以下の調査対象に対して、現地調査を実施中。
- 今後、判断基準の遵守状況を評点化し、基準点以下の工場等に対して、指導等の措置を実施予定。

【調査対象】

○業種指定調査

- 食料品製造業、輸送用機械器具製造業に属する工場(約360工場)

○無作為抽出調査

- 第一種及び第二種エネルギー管理指定工場(約200工場)
- 今年度指定された特定事業者又は特定連鎖化事業者における本社機能を有する事務所(約10箇所)

【H17～21年度実績】

現地調査 2,976件

↓

指 導 225件

立入検査 70件

今後の対応

(1) 定期報告書の分析

- 産業分類別エネルギー使用状況、製造・業務部門におけるエネルギー使用量ベースでのカバー率等を分析（～本年3月）

(2) 業種別ベンチマークの公表

- 報告された業種別ベンチマークについて、ベンチマーク指標の事業者の分布の平均値や標準偏差について国が公表する。また、特に省エネルギーが進んでいる事業者の名前を、国において公表する。

（工場等判断基準小委員会取りまとめ（平成21年3月）より）

- 22年度報告分は高炉による製鉄業、電炉による普通鋼製造業、電炉による特殊鋼製造業、電力供給業、セメント製造業について公表。
- 23年度以降は、洋紙製造業、板紙製造業、石油精製業、石油化学系基礎製品製造業、ソーダ工業に対象が拡大。また、業務部門におけるベンチマークの設定についても検討。

(3) 事業者に対するアンケート調査の実施

- 改正省エネ法に関する認知・対応状況調査を実施中（約5,000事業者）（～本年3月）